

議員提出第2号議案

大阪戦略調整会議の設置に関する条例一部改正の件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び大阪府議会会議規則第13条の規定により提出します。

平成27年9月29日

大阪府議会議長 今井 豊 様

提 出 者

大阪府議会議員

花 谷 充 愉

今 西 かずき

岩 見 星 光

徳 永 慎 市

朝 倉 秀 実

富 田 忠 泰

しかた 松 男

田 中 一 範

西 恵 司

釜 中 優 次

みつぎ 浩 明

奴 井 和 幸

栗 原 貴 子

原 田 こうじ

豊 田 稔

奥 田 悦 雄

吉 田 利 幸

うらべ 走 馬

西 川のりふみ

吉 村 善 美

橋 本 邦 寿

杉 本 太 平

原 田 亮

富 山 勝 成

西 野 しげる

松 本 直 高

議員提出第2号議案

大阪戦略調整会議の設置に関する条例一部改正の件

大阪戦略調整会議の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

大阪府条例第 号

大阪戦略調整会議の設置に関する条例の一部を改正する条例

大阪戦略調整会議の設置に関する条例（平成二十七年大阪府条例第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(会長及び副会長) 第七条 大阪会議に会長一人及び副会長二人を置く。 2、3 (略) 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序で、その職務を代理する。 5 大阪会議は、会長又は副会長が職務上の義務に違反し又は職務を怠つたとき、その他会長又は副会長たるに適しないと認めるときは、会議の議決によつて、当該会長又は副会長を解任することができる。 6 前項の議決は、委員(第五条第二項に規定する委員を除く。)の過半数の同意を得なければならぬ。この場合においては、当該会長又は副会長は議決に加わることができない。 7 第五項の議決をしようとするときは、大阪会議は、あらかじめ本人に弁明の機会を与えなければならぬ。 (専門部会) 第九条 (略) 2 (略) 3 部会に部会長一人及び副部会長二人を置く。 4、5 (略)</p>	<p>(会長及び副会長) 第七条 大阪会議に会長及び副会長各一人を置く。 2、3 (略) 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (専門部会) 第九条 (略) 2 (略) 3 部会に部会長及び副部会長各一人を置く。 4、5 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

副会長を2人とするとともに、会長及び副会長の解任の手続を定め、大阪戦略調整会議の運営が均衡のとれた公正かつ円滑なものとなるよう、条例の一部改正案を提案するもの。